個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍附票ファイル		
行政機関等の名称	倉敷市長		
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	市民生活部市民課、児島支所市民課、玉島支所市民課、水島支所市民課、庄支所市民係、茶屋町支所市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課、駅前連絡所		
個人情報ファイルの利用目的	証明交付(戸籍附票全部証明書、戸籍附票個人証明書、除籍附票 全部証明書、除籍附票個人証明書、改製原附票全部証明書、改製 原附票個人証明書)		
記録項目	法務省民事局民事第一課作成「戸籍情報システム標準仕様書」 主な項目は以下のとおり 1氏名、2生年月日、3性別、4本籍・筆頭者、5住所・方書、 6住所を定めた年月日、7住民票コード、8国外転出者である旨 (国名等)、転出予定年月日、9在外選挙人名簿・在外投票人名 簿登録市区町村名、10消除事由(消除、改製)、11消除事由 の通知日、11戸籍附票宛名番号、12抑止フラグ、13支援措 置の備考、14編製年月日・改製記載年月日(改製記載の場合)・ 再製記載年月日(再製記載の場合)・改製消除年月日(改製消除 の場合)、15個人番号未付番者について CS との連携のために 設定される符号		
記録範囲	本市に戸籍のある者又はあった者		
記録情報の収集方法	市区町村からの通知(住民基本台帳法第19条1項及び第4項)、 戸籍の届出		
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含まれない		
記録情報の経常的提供先	なし		
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1		
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)令第21条第7項に該当するファイル□		
行政機関等匿名加工情報の提案の募			
集をする個人情報ファイルである旨 行政機関等匿名加工情報の提案を受			
ける組織の名称及び所在地			
行政機関等匿名加工情報の概要			
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受ける組織の名称及 び所在地			

に関する提案をすることができる期間	
間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含	
まれているときはその旨	
備考	